

鳥取県肥料価格高騰対策事業費補助金 の事務手続きについて

1. 交付申請提出（令和8年4月1日から令和8年7月31日まで）

○交付申請は、電子メールにより送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り
行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止するには県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書は電子メールにより送信、もしくは下記提出先に郵送又は
持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業行為がすべて完了した日または支払い完了日等

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出

（完了・廃止・中止の日から30日を経過する日または交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日）

○実績報告は、電子メールにより送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○提出書類：実績報告書及び収支決算書、事業実施報告書、農業者名簿、事業費が確認できる書類（領収書、請求書等）等

○支払時期：実績報告後に県が補助金額の確定を通知する。確定通知後、事業実施年度の翌年度の5月31日の出納閉鎖日までに支払う。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部農業振興局生産振興課環境にやさしい農業担当

電話：0857-26-7415 ファクシミリ：0857-26-8497 電子メール：mayamah@pref.tottori.jp